6　指定事業者である法人について合併又は分割があったときは、指定に係る復興推進事業の全部を承継した法人に係る前項の有効期間の満了の日は、第二十条各号に掲げる要件を欠くに至った場合を除き、合併又は分割の前に同項の規定により付された当該指定の有効期間の満了の日（当該合併又は分割の当事者である法人のうちに指定事業者が二以上ある場合においては、これらの指定事業者に係る指定の有効期間の満了の日のうち最も早い日）とする。

7　指定事業者は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。この場合において、指定事業者は、当該変更後の別記様式第六の四による申請書及び同項各号に掲げる書類に、当該変更の内容が分かる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

8　認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付をした後であっても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があった場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定の日から起算して九年（当該指定の日が法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までである場合には、十五年）を超えない範囲内で変更することができる。

9　認定地方公共団体は、法第四十一条第二項において読み替えて準用する法第三十七条第三項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

10　認定地方公共団体は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があった場合又は指定を取り消した場合も、同様とする。

11　認定地方公共団体は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（削る）

12　認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、指定事業者に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

（法第四十二条第一項の指定会社の要件）

第二十三条　法第四十二条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　地域協議会を構成する法人であること。

二　指定（法第四十二条第一項に規定する指定をいう。次条から第二十六条までにおいて同じ。）に係る復興推進事業（法第二条第三項に規定する復興推進事業のうち、同項第二号ニに掲げるものに限る。以下この条から第二十六条までにおいて同じ。）を行うことについての適正かつ確実な計画（次号及び第二十六条第一項において「指定会社事業実施計画」という。）を有すると認められること。

三　指定会社事業実施計画が認定復興推進計画に適合するものであること。

四　中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であって、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるものであること。

イ　復興推進計画の認定の日が最初の事業年度に属する会社　復興推進計画の認定の日において最初の事業年度が開始していない会社

ロ　復興推進事業の従事者の数が二人以上であり、かつ、当該従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が二分の一以上であること。

ロ　復興推進計画の認定の日において設立後最初の事業年度を経過している会社　次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1)　復興推進事業を行うために必要な資金の額を第二十五条第一項の規定による申請書の提出の日の属する事